平成22年7月1日条例第15号

改正

平成25年12月13日条例第40号 令和2年12月14日条例第34号 令和2年12月14日条例第43号 令和4年3月11日条例第8号

山武市医学生奨学金等貸付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、医師として地方独立行政法人さんむ医療センター(以下「さんむ医療センター」という。)の業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、さんむ医療センターにおける医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 大学生 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学をいい、大学院(法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学する者をいう。
  - (2) 大学院生 医師免許を受けている者であって、大学院の医学を履修する課程に在学する者をいう。
  - (3) 研修医 臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修 をいう。以下同じ。)を受けている医師をいう。
  - (4) 医学生 前3号に掲げる者をいう。
  - (5) 修学一時金 授業料のほか、修学や医業を学ぶ上で必要な経費に充てる資金をいう。 (貸付対象者)
- 第3条 市長は、山武市内に5年以上住所を有したことがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であって、将来医師としてさんむ医療センターの業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けるものとする。
  - (1) 大学生 大学生奨学金
  - (2) 大学院生 大学院生奨学金
  - (3) 研修医 研修医奨学金

2 市長は、前項第1号の奨学金の貸付けを受ける者に対し、修学一時金を貸し付けることができるものとする。

(貸付金額及び貸付期間)

第4条 奨学金及び修学一時金(以下「奨学金等」という。)の貸付金額及び貸付期間は、規則で 定める。

(貸付けの申請)

- 第5条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書を市長に提出しなければならない。 (連帯保証人)
- **第6条** 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、生計を別にする2人の連帯保証人を立てなければならない。
- 2 前項の連帯保証人は、奨学金等の貸付けを受けた者と連帯して極度額の範囲内で債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

**第7条** 市長は、第5条の貸付申請書を受理したときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び中止)

- **第8条** 市長は、奨学金の貸付けを受けている者が、大学若しくは大学院の課程を休学し、若しく は停学の処分を受け、又は臨床研修を中断することとなったときは、その事実が生じた日の属す る月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。
- 2 市長は、奨学金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学金の貸付けを中止するものとする。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 大学若しくは大学院の課程を退学し、又は臨床研修を中止したとき。
  - (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (4) 心身の故障のため、大学若しくは大学院の課程の履修又は臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(償還の免除)

第9条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が、臨床研修又は大学院の課程を修了し、直ちに引き

続き、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する年数(1年未満の月数があるときは、これを1年とする。(以下「必要勤務期間」という。))を、医師としてさんむ医療センターの業務(以下「業務」という。)に従事したときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

- 2 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が、業務に従事を開始した日から、必要勤務期間を経過する日までの間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため、必要勤務期間業務に従事することができないこととなったときは、当該業務の継続が困難となった日の属する月から当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。
- 第10条 市長は、前条に規定する場合を除くほか、奨学金等の貸付けを受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該奨学金等を償還することができなくなったとき、又は特に市長が認めるときは、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還)

- 第11条 修学一時金は、臨床研修又は大学院の課程を修了した月の翌月から起算して10年以内に償還するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、償還期間を延長することができる。
- 2 市長は、奨学金等の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 当該奨学金等の全額について繰上返還を命ずることができる。この場合において、奨学金等の貸 付けを受けた者は、当該奨学金等の額に、該当すると判断した日から償還の日までの日数に応じ 年7.3パーセントの割合で計算した利息を加えた額を市長の定める日(次項において「償還期日」 という。)までに一括して償還しなければならない。ただし、特別な事由があると認めるときは、 分割して償還することができる。
  - (1) 奨学金等を貸付けの目的以外に使用したとき。
  - (2) 詐欺その他不正の手段により、奨学金等の貸付けを受けたとき。
  - (3) 奨学金等の返還を怠ったとき。
  - (4) 第8条第2項の規定により奨学金の貸付けが中止されたとき。
  - (5) 第9条第2項に規定する場合を除き、奨学金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 3 奨学金等の貸付けを受けた者は、当該奨学金等を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセントの割

合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の 支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

- 第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、奨学金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに 該当するときは、その事実が継続する期間、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部 を猶予することができる。
  - (1) 第8条第2項第3号の規定により大学生奨学金の貸付けを中止された後も引き続き大学に 在学しているとき。
  - (2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金等の償還が困難であると認められるとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 この条例の規定に基づく貸付け等の申請受付、決定その他の準備行為は、この条例の施行日前 においても行うことができる。

(償還に係る利息の割合等の特例)

- 3 当分の間、第11条第2項に規定する利息の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の利息特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利息特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 4 当分の間、第11条第3項に規定する利息の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の利息特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における利息特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

**附 則**(平成25年12月13日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定中延滞金又は利息に関する部分は、延滞金又は 利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものに ついては、なお従前の例による。

**附 則** (令和 2 年12月14日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例中延滞金又は利息に関する規定は、施行日以後の期間 に対応する延滞金又は利息について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前 の例による。

**附 則** (令和 2 年12月14日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和4年4月1日以後の期間に対応 する償還に係る利息について適用し、同日前の期間に対応する償還に係る利息については、なお 従前の例による。